

空き家解体補助金

空き家を放置すると、地域の環境衛生並びに防災・防犯上悪影響を及ぼします。

市では、空き家の解体や利活用を進めるため、市内の空き家を解体する方に、解体費の一部を補助します。

受付は令和3年6月1日～6月30日となります。

※住家を解体した場合、翌年の土地の固定資産税が増額します。詳細は資産税課へお問合せください。



最大50万円

以下の全てを満たす空き家

- ※¹①特措法による特定空家の勧告を受けていない住宅
- ②昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ③市内の戸建て住宅(店舗併用住宅は延べ床面積の1/2以上が住宅)
- ④市内にある個人所有の住宅
- ⑤1年以上空き家であること
- ⑥5年内に市の補助金交付を受けていない住宅
- ⑦不動産業を営む者が営利目的で所有するものではない住宅

※1空家等対策の推進に関する特別措置法



以下の全てを満たす方

- ①空き家の所有者、相続人
- ※所有者、相続人が複数の場合は全員の同意書が必要
- ②市税の滞納がない方



以下の全てを満たす工事

- ※²①空き家を解体し、敷地全体を更地にする工事(家財、動産は除く)
- ②年度内に完了する工事
- ③建設業法又はリサイクル法の許可を取得している業者に依頼して行う工事
- ④補助金の交付決定後に着手した工事であること

※2同一敷地内(一棟で利用している土地)に他の建物がある場合は、対象外



最大50万円(解体工事費(税抜き)の3分の1)

※市内業者が施工の場合上限 50万円

※市外業者が施工の場合上限 40万円

※申請額が多い場合は抽選となります。



不明な点については申請前に、ご相談ください。

補助金に関する相談 危機管理課 ☎0494-22-2206

税金に関する相談 資産税課 ☎0494-25-6076

※詳細については、市報5月号又はホームページをご覧ください。